

那須地区消防組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和2年4月

目 次

第1章	計画策定の背景	1
	地球温暖化とは	1
第2章	実行計画の基本的事項	2
1	目的	2
2	計画の基本的事項	2
第3章	温室効果ガスの排出状況	4
	各年度温室効果ガス排出状況	4
第4章	温室効果ガスの削減目標	6
1	削減目標	6
2	基準年度数値	6
3	目標達成に向けた具体的な取り組み	6
第5章	計画の推進と点検・公表	7
1	推進体制	7
2	結果の点検	7
3	公表	7

第1章 計画策定の背景

地球温暖化とは

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

第2章 実行計画の基本的事項

1 目的

那須地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」）第21条第1項に基づき、那須地区消防組合の全ての署所を対象とした事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減する事を目的として策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（抜粋）

- 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3～7 （省略）
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11～12 （省略）

2 計画の基本的事項

(1) 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とし、比較となる温室効果ガス総排出量の基準は平成30（2018）年度とします。

なお、実行計画の達成状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

(2) 計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は那須地区消防組合が行う全ての事務及び事業とします。

庁舎・施設名	住 所
消防本部、大田原消防署	大田原市中田原 868 番地 12
大田原消防署 黒羽分署	大田原市黒羽向町 1009 番地 1
大田原消防署 湯津上分署	大田原市蛭畑 796 番地 1
黒磯消防署	那須塩原市上厚崎 138 番地 4
黒磯消防署 板室分署	那須塩原市百村 3065 番地
西那須野消防署	那須塩原市三島 5 丁目 1 番地 251
西那須野消防署 塩原分署	那須塩原市塩原 2346 番地 1
那須消防署	那須郡那須町大字寺子乙 3967 番地 94
那須消防署 湯本分署	那須郡那須町大字湯本 213 番地

(3) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項では次の 7 種類の温室効果ガスを対象としています。

ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が小さいこと、また、排出量の算定が困難なことから、那須地区消防組合では排出量の多くの割合を占めている二酸化炭素 (CO₂) のみとします。

参考 7 種類の温室効果ガス (地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項)

	温室効果ガス名	主な発生源
1	二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、車両の燃料であるガソリン等の使用により排出され 7 種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
2	メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却、埋立等により排出される。
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により排出される。
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用時に排出される。
5	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等の使用や製造時に排出される。
6	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造時や使用時に排出される。
7	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。

(※5、6、7 は地方公共団体では、ほとんど該当しない)

第3章 温室効果ガス排出状況

那須地区消防組合における平成30年度の温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量は、761.7 tでした。

平成30年度温室効果ガス排出状況

対象項目	使用量		排出係数	二酸化炭素排出量	割合 (%)
電気	861,898	kwh	0.000475	409.4	53.75
ガソリン	71,095	L	0.00232	164.9	21.65
軽油	39,890	L	0.00258	102.9	13.51
灯油	30,706	L	0.00249	76.5	10.04
ガス	2,662	m ³	0.003	8.0	1.05
合計				761.7	100

平成30年度温室効果ガス排出状況（所属別）

対象項目	電気 (kwh)	ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	ガス (m ³)
本部 大田原署	434,554	21,210	10,099		
黒羽分署	39,405	3,902	4,231	2,262	458
湯津上分署	30,337	3,779	809	2,179	223
黒磯署	97,588	12,629	6,574	2,391	289
板室分署	21,590	4,491	1,404	4,998	45
西那須野署	113,512	9,684	2,592	182	775
塩原分署	35,961	3,177	3,859	4,280	409
那須署	63,356	5,965	3,716	10,064	383
湯本分署	25,595	6,258	6,606	4,350	80
合計	861,898	71,095	39,890	30,706	2,662

那須地区消防組合における令和元年度の温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量は、
779.1 tでした。

令和元年度温室効果ガス排出状況

対象項目	使用量		排出係数	二酸化炭素排出量	割合 (%)
電気	886,805	kwh	0.000475	421.2	53.75
ガソリン	70,868	L	0.00232	164.4	21.65
軽油	37,282	L	0.00258	96.2	13.51
灯油	35,438	L	0.00249	88.2	10.04
ガス	3,001	m ³	0.003	9.0	1.05
合計				779.1	100

令和元年度温室効果ガス排出状況（所属別）

対象項目	電気 (kwh)	ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	ガス (m ³)
本部 大田原署	458,010	19,960	9,009	280	
黒羽分署	38,253	3,408	3,074	2,639	440
湯津上分署	22,946	3,019	731	2,337	279
黒磯署	87,742	13,286	6,499	4,620	283
板室分署	22,926	4,619	1,121	4,942	49
西那須野署	119,133	9,728	2,749	115	1,040
塩原分署	34,759	3,712	4,221	4,169	366
那須署	80,761	6,226	3,989	11,156	465
湯本分署	22,275	6,910	5,889	5,180	80
合計	886,805	70,868	37,282	35,438	3,001

第4章 温室効果ガスの削減目標

1 削減目標

那須地区消防組合では、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を削減していくために、次の目標を掲げて取り組みます。

- ① 各年度における温室効果ガス排出量は基準年度数値（平成30年度）を目安とし削減の努力をする。
- ② 環境への負荷を軽減する。

2 目標達成に向けた具体的な取り組み

(1) 電気使用量の抑制

- ア 昼休み、時間外勤務時、晴天時には不必要な照明器具の消灯を行う。
- イ 使用していないOA機器等の電源をこまめに切る。
- ウ 冷蔵庫内は、物を詰め過ぎず季節に合わせて温度調整を行う。
- エ OA機器、家電製品等の更新、導入にあたっては必要最小限の機能・能力、消費電力を考慮する。

(2) 燃料使用量の抑制

- ア 空調設備は、温度調節を行い適切な使用に努める。
※室温は冷房使用時28度、暖房使用時20度とすることを推奨する。
- イ 沸かし過ぎの防止等、ガスコンロやガス湯沸かし器の効率的な使用に努める。
- ウ ボイラー等エネルギー供給設備の適正な管理を図る。

(3) 公用車燃料使用量の抑制

- ア 災害出場時以外における公用車使用の際、荷物の積み降ろし時や待機時にエンジンを停止するなどアイドリング・ストップを実施する。
- イ 公用車の更新、導入にあたっては原則として低公害車または低排出ガス車を選択することを検討する。

(4) ゴミ排出量の削減

- ア 分別回収ボックス等を設置し、ゴミの分別を図る。
- イ 使い捨て製品の使用や購入を抑制し、物品の長期使用を心がけるとともに、故障等の際には修繕により再使用に努める。
- ウ 物品の購入にあたっては、簡易包装を心がける。

(5) コピー用紙、印刷用紙、トナー使用量の削減

- ア プリンターでの印刷は、印刷範囲、印刷部数等を必ず再確認する。
- イ コピー機の使用時は、必ずリセットボタンを押しミスコピーを防止する。
- ウ 可能な限り、両面コピーを行う。
- エ 片面使用済のコピー用紙、印刷用紙は回収して、メモ用紙、FAX用紙、印刷機 試し刷り用紙等として再利用する。
- オ 会議用資料や報告書等のページ数、部数は必要最小限とする。
- カ 回覧、掲示板等の利用により資料の共有化を図る。
- キ カラー印刷、カラーコピーは、必要最小限とし可能な限りモノクロ印刷等を使用する。

(6) 水使用量の削減

- ア 洗面、歯磨き及び調理、食器洗い等の際は、水の流しっぱなしをやめ、洗面器、コップ、ボール等での溜め水を利用し、節水に努める。
- イ 洗車時には、バケツ水の使用、流水量の抑制、洗車ホースに流水ストッパー付 シャワーノズルの取付け使用等により節水に努める。
- ウ 入浴する場合は、間隔をあげず速やかに入り、節水等に努める。

第5章 計画の推進と点検・公表

1 推進体制

消防本部、消防署及び各分署に「地球温暖化対策推進委員」を置き、職員の積極的な取り組みを推進するとともに、温室効果ガス排出量を把握、集計する。

推進委員は消防本部は総務課経理係、消防署及び分署にあつては当務責任者とする。

2 結果の点検

年度当初に前年度の温室効果ガスの排出量を集計し取り組みの状況をまとめる。

3 公表

地球温暖化対策推進法第21条10条に基づき、実行計画を策定または改訂した時は、組合のホームページで公表する。

令和2年4月策定